

第七款 本隊隊ハ中流砥柱的組織委員會ハ三ヶ、二以上ノ委員ヲ以テ之ヲ要ス

第八款 本隊以上ノ會費ヲ階級ノ別ニ定メ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第九款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第十款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第十一款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第十二款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第十三款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

第十四款 本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ、本隊以上ノ委員ハ其ノ額ニ對シテハ

附人附贈會各古屋出張所

附人附贈會各古屋出張所

更スルトヲ得

宣

以上

資本主義の必然的結果として現代社會組織の崩壊は、無勞動大眾の自覺と時々の

故に吾等は人類社會の組織を建設せんとして、此に對して、其の力と動機とを

労働組合の現實 使命は労働者自身の生活苦を緩解反駁したる政治であらね

國の制度確立であり、政治的には議會主義であらねばならぬ故に政治的行動で